

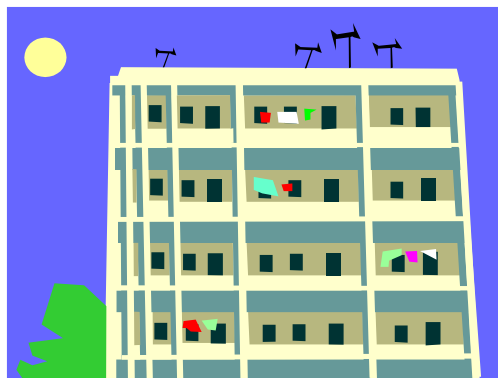
鎌ヶ谷市

市営住宅入居募集案内

入居を希望される方は、この案内書をよくお読みになり、別紙申込書に正しくご記入いただき必要書類を添付の上、申し込み受付期間内に提出して下さい。

【申込みに際しての注意事項】

- ◎ 募集は、団地別に行っておりますので団地選定にあたっては、「P17～20」の団地一覧・間取り図等を参照の上、申し込み下さい。
- ◎ 応募数が募集戸数を超えた場合は、「鎌ヶ谷市市営住宅入居者選考委員会」の意見を聞いた上で、入居者を決定いたします。
- ◎ 入居予定日は、募集締切り日より2～3か月程度を予定しています。
- ◎ 申込書は、記載内容及び申込み世帯状況を説明できる方が、ご持参下さい。



申込み及び問合せ先

鎌ヶ谷市役所 4階

都市建設部建築住宅課住宅係



047-445-1472（直通）

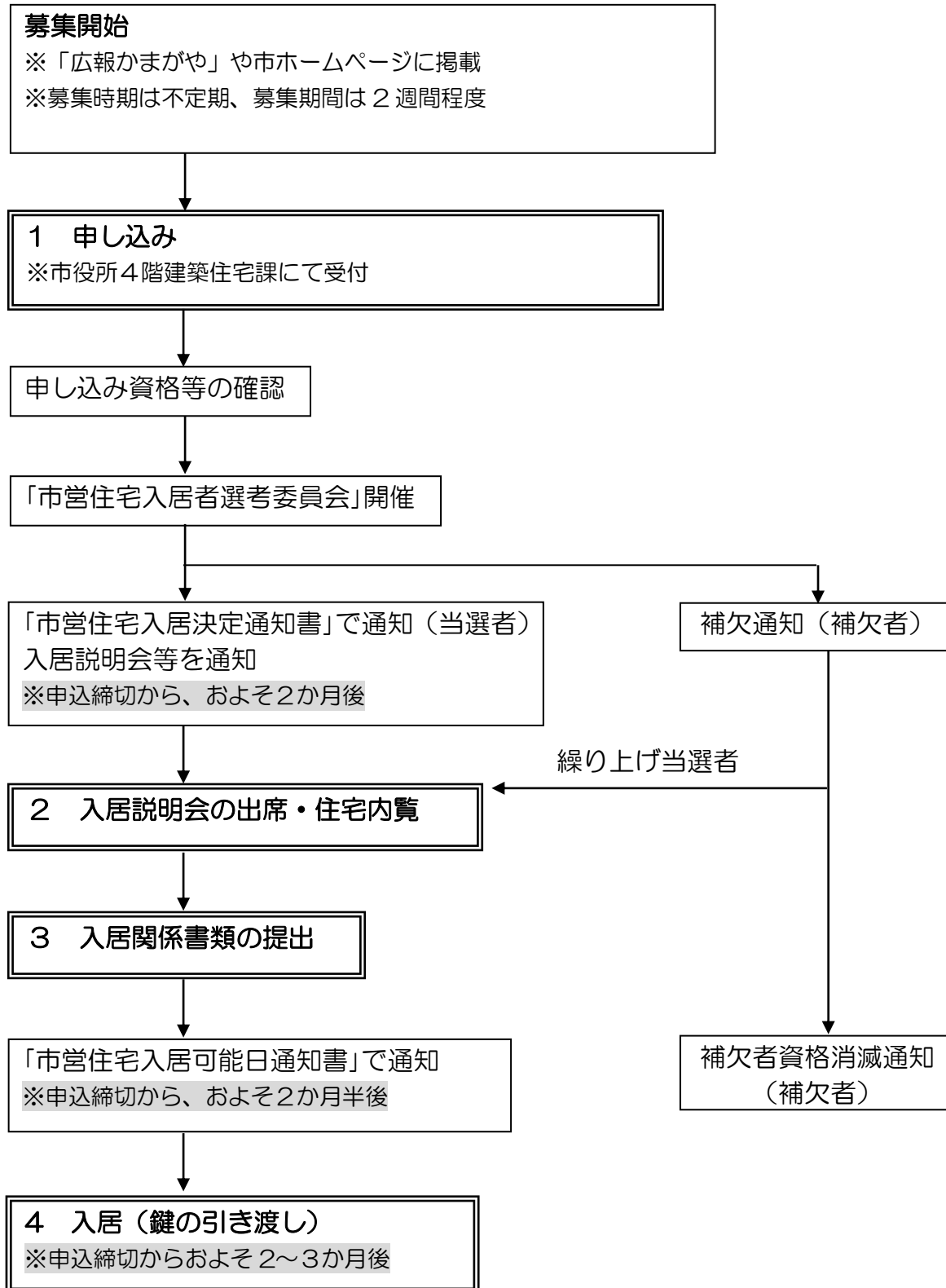
047-445-1141（代表）

目 次

募集から入居までの流れ	2
〔1〕申し込み区分について	3～4
〔2〕申込（入居）資格	5～6
〔3〕申込方法	7
〔4〕選考方法	8
〔5〕入居許可	8
〔6〕月収額の計算方法	9
6－1 各種控除の内容及び控除額	10
6－2 月収額の求め方	11～16
〔7〕市営住宅一覧表	17
〔8〕市営住宅分布図	18
〔9〕間取り図	19～20

募集から入居まで

 = 申込者が行う行為



〔１〕 申し込み区分について

1. 申し込み区分は、一般（単身者も含む）・特別割当に区分しています。

特別割当以外は一般（単身者も含む）となります。

なお、特別割当に該当する世帯に於いても一般への申し込みはできます。

単身者の具体的要件は、次ページの「単身者及び特別割当該当者の要件」を参照して下さい。

単身者が申し込みできる住宅は次の住宅のみです

	団 地 名	住 宅 番 号
単身世帯	鎌ヶ谷市営住宅	全室対象
	長谷津市営住宅 F 棟	全室対象

2. 特別割当の住宅一覧

種 別	団 地 名	住 宅 番 号
身体障がい者 世帯	初富市営住宅	108号室
	栗野市営住宅 2号棟	106号室
	長谷津市営住宅 D棟	101号室
老人世帯	初富市営住宅	104号室・105号室
	栗野市営住宅 2号棟	102号室・103号室
	長谷津市営住宅 D棟	102号室・103号室

3. 特別割当及び単身者該当の要件

●特別割当該当者の要件

種 別	要 件
特別割当 身体障がい者 世帯	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から4級及び戦傷病者で恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障がいがある者で各種手帳の交付を受けている入居予定世帯員のいる世帯。
老人世帯	60歳以上の者とその配偶者、または18歳未満の者、重度・中度の身体障がい者若しくは知的障がい等の障がいを有する者、若しくは60歳以上の者いずれかで構成されている世帯。

●単身者該当の要件

単 身 者	1. 60歳以上の者。 2. (1)身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が1級から4級まで (2)1～3級の精神障がい者、又は同程度の障がいと認められる知的障がい者 3. 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6条項症まで又は同法別表第1号の3第1款症である者。 4. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている者。 5. 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。 6. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている者。 7. 引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者。 (海外からの引揚者で引き上げから5年以内の場合) 8. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。 9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者(婚姻に類する交際相手を含む)からの暴力を受けた「被害者」で次に該当する者。 ① 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 ② 裁判所が配偶者に下す被害者に対して身のつきまとい禁止等の命令の効果を生ずる日から起算して5年を経過していない者。 10. 犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等で、次に該当する者。 ① 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる者 ② 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる者 ※上記各号のいずれかに該当する者。ただし身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。
--------------	--

〔2〕 申込（入居）資格

1. 鎌ケ谷市内に住所又は勤務場所を有する方。

2. 現に同居し又は、同居しようとする親族があること。

（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他の婚姻の予約者を含む。）

（注1） 婚姻の予約者にあつては、入居手続きの際に婚姻をした旨の証明書を提出していただき、同居できることが確実である方。

（注2） 家族を不自然に分割（夫婦の別居、兄弟姉妹のみ等）した申し込みはできません。

（注3） 申し込み時に鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づく関係にある方で、入居関係書類の提出までに当該届出制度に関する証明書類のコピーを提出できる方。

3. 現に住宅に困窮していることが明らかな方。

① 住宅用でない建物に住んでいる方。

② 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方、又は住宅がないために親族（婚約者を含む。）と同居することができない方。

③ 現在同居する住宅の規模、設備、又は間取りが世帯構成上不適当な居住状態にある方。

④ 正当な事由により家主から立ち退き要求を受けている方。

⑤ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に住居を余儀なくされている方、又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている方。

（注） 申込者（同居予定親族を含む。）が自家所有者（登記簿上の所有者）である場合は原則として申し込みすることはできません。

ただし、次の場合には申し込みができます。

現在は自家所有者であるが、やむを得ない事由により自家所有者でなくなる方。

（入居手続きの際に所有権移転及び建物滅失等の登記後の登記簿謄本を提出していただきます。）

4. 申し込み本人又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため警察へ照会する場合があります。）

5. 次の収入基準以内であること。

対象の世帯	収入の基準
原則階層	月収158,000円以下
裁量階層	月収214,000円以下

月収額の算出方法はP9～P16を参照してください。

「裁量階層」とは次に掲げる世帯です。

該 当 世 帯	該 当 要 件
高齢者世帯	入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合。 ＊ 年齢の基準日は、申込日現在とします。
障がい者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障がい者。(以下の条件の方) (1)身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級～4級までのいずれかに該当する程度。 (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項に規定する1級又は2級に該当する程度。 (3)(2)に規定する精神障がいに相当する程度の知的障がい者。
戦傷病者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合。
被爆者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合。
海外引揚者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の場合。
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが国立ハンセン病療養所その他平成13年度厚生労働省告示第224号において厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所の入所者である場合。
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合。

〔3〕 申込方法

市から配布した所定の「市営住宅入居申込書」及び「市営住宅入居調書」に必要事項を記入し、下記添付書類と共に担当課窓口まで持参して下さい。

申し込みに必要な書類

- ① 住民票（本庁舎 1 階市民課）
入居予定者全員分で個人番号、住民票コードを除く記載内容に省略のないもの。
外国人は外国人固有の事項を記載したもの。
- ② 課税証明書（本庁舎 1 階市民課あるいは本庁舎 2 階課税課）
義務教育を修了した者全員で記載内容に省略のないもの。
下記⑦⑧⑨⑩の提出に該当する方は別途ご相談ください。
- ③ 返信用封筒
必要な料金の切手を貼り申し込み者の住所・氏名を記入して下さい。

※①②について住民票等交付申請する場合本人確認書類（免許証等）が必要。また、交付申請ができる方は、本人及び同一世帯の方が原則です。同じ住所でも別世帯の親族や、別住所の親族の方も委任状が必要ですのでご注意ください。

申し込み者の状況により必要な書類

- ④ 住宅に困窮している証明書
現在の賃貸住宅契約書の写し、家賃の支払いを証する書類
- ⑤ 身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳の写し
- ⑥ 児童扶養手当証書の写し
- ⑦ 雇用保険被保険者離職票・被保険者資格喪失確認書・退職証明書等の写し
前年 1 月 1 日以降に退職した方
- ⑧ 給与証明書又は給与明細の写し等
現在の勤務先に前年 1 月 2 日以降に就職又は転職した方。給与明細の写しについては最新のものから遡って 1 年分。
- ⑨ 年金通知書、年金振込通知書又は年金改定通知書の写し
- ⑩ 学生証の写し
義務教育を修了した方のうち学生（専門学生も含む）の方
- ⑪ 生活保護受給証明書
- ⑫ 婚約証明書
婚約中の方。申請時に婚約証明書を提出していただき、入居可能日までに婚姻受理証明書の写しを提出していただきます。
- ⑬ 健康保険被保険者証
遠隔地扶養者がいる方
- ⑭ 戸籍謄本
- ⑮ 配偶者から暴力を受けた者であることを証する書類の写し
- ⑯ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書又は鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カードのコピー（両面）
- ⑰ その他
申込者の状況により、担当より指示させていただきます。

【申し込みについての注意事項】

1. 申し込み後は、記載事項の変更はできません。
2. 申し込み後は、出生・死亡以外入居予定者の増減は認められません。
3. 婚約者は入居手続き日までに婚姻した旨の証明書を提出していただきます。

【次のような場合は失格となります】

1. 申込（入居）資格要件に欠けるとき。
2. 申込書に不正及び不明瞭・不確定の記載があったとき。
3. 申込後、婚約者に変更が生じたとき。
4. 入居決定の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかったとき。

〔4〕選考方法

申込書提出後、申し込み資格のため実態調査等を行い、市営住宅入居者選考委員会の意見を聞き、入居者の選考又は抽選を行い決定いたします。

結果については、申し込み時に添付された返信用封筒にて各申込者に通知いたします。

〔5〕入居許可

入居者として決定された方には、入居説明会の開催日時等を通知いたします。

なお、入居にあたりましては、次の点に留意して下さい。

- ◎ 敷金は、家賃の3か月分を入居手続き時に納入していただきます。
- ◎ 入居は「市営住宅入居可能日通知書」に記載の入居可能日から14日以内に入居していただきます。
- ◎ 市営住宅の家賃は入居者の方の収入や、それぞれの市営住宅の条件によって毎年度決定することから入居後は、毎年収入申告書を提出していただきます。
なお、この収入申告がない場合は、近傍同種の住宅の家賃の額となります。
- ◎ 市営住宅に入居されて3年を経過した後に収入基準額を超えた場合は、超過割合に応じた額が加算され、住宅の明け渡し努力義務が生じます。
- ◎ 家賃のほかに共益費（自治会等が徴収するもの）として、水道料（共用水栓）、電気料（受水槽、共用灯）、集会所、浄化槽等共同施設の維持費がかかります。
- ◎ 市営住宅内では、犬、猫、鶏、鳩等の動物を飼うことは禁止されています。
- ◎ 退去時は、畳、ふすまの通常の使用による損耗及び経年劣化の原状回復について、入居者負担で畳の表替え、ふすまの張替えを全数行っていただきます。

〔6〕月収額の計算方法

所得の種類により月収額の計算の方法が違いますので、自分がどの所得に該当するか確認の上計算して下さい。

1. 給与所得者の場合

（11 ページの「(1) 給与所得者の場合」を見て計算して下さい。）

給与所得とは給料、ボーナスなどの所得で、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入が該当します。

給与所得という総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当などを含んだすべての支払額です。（ただし、通勤手当等の非課税所得は含みません。）

2. 公的年金所得者の場合

（12 ページの「(2) 公的年金所得者の場合」を見て計算して下さい。）

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、各種共済年金等で所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

3. その他の所得・日雇の場合

（12 ページの「(3) その他の所得、日雇の場合」を見て計算して下さい。）

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当いたします。

4. 申込家族の中で2人以上に収入がある場合

入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合はそれぞれの所得額のもとめ方（11～12 ページ）で年間所得金額を算出し、合算した額を 13 ページの年間所得金額 A として下さい。

（注1）仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活保護の各種扶助料等法律により非課税とされている所得については所得金額0円で計算して下さい。

（注2）過去に収入があっても、現在失業中の方、又は現在収入があっても入居手続き時までに退職をした旨の証明が提出でき、かつ退職後に無収入となる方は、所得金額を0円として下さい。

6-1 各種控除の内容及び控除額

控 除 名		控 除 対 象 者	控 除 額
一 般 控 除	ア.基礎控除	(申し込み者本人及び同居者で) 給与所得又は公的年金等に 係る雑所得を有する人	1 人につき 100,000 円 (給与所得及び公的年金 に係る雑所得の合計額が 100,000 円未満の場合 はその額)
	イ.親族控除	(申し込み本人を除く) 同居(又は同居しようとする) 親族 及び遠隔地扶養親族	1 人につき 380,000 円
特 別 控 除	ウ.老人扶養 控除	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の人	100,000 円
	エ.特定扶養 親族控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人 (配偶者を除く)	250,000 円
	オ.ひとり親 控除	婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生 計を一にする子(総所得金額等が 48 万円以下で他の人の同 一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る)があり、 合計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻関係と同 様の事情にあると認められる者がいない人	ひとり親 1 人につき 350,000 円 ただし、その者の所得金 額からアにより控除した 残額(アによる控除が無 い場合は当該所得金額) が 350,000 円未満の場 合はその残額
	カ.寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、 ア.夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合 計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻関係と同様 の事情にあると認められる者がいない人 イ.夫と死別した後婚姻をしていないか夫の生死が明らかでな い人で、合計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻 関係と同様の事情にあると認められる者がいない人	270,000 円 ただし、所得金額からア により控除した残額(ア による控除が無い場合は 当 該 所 得 金 額) が 270,000 円未満の場合 はその残額
	キ.障がい者 控除	所得者本人及び扶養親族のうち ア.精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定さ れた人(療養手帳表示B) イ.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 2・3 級の 人 ウ.身体障害者手帳の交付を受けている人で 1・2 級以外の人 エ.戦傷病者手帳の交付を受けている人で第 4 項症以下の人 オ.年齢 65 歳以上の人で障がいの程度がア・イと同程度であるこ との市長の認定書の交付を受けている人	270,000 円
	ク.特別障が い者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ア.心神喪失の常況にある人(医師の診断書) イ.精神保健指定医などから重度の知的障がい者と判定された 人 (療養手帳表示A) ウ.国民年金法施行令別表の 1 級と同程度の人 (都道府県知事等の証明書) エ.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 1 級の人 オ.身体障害者手帳の交付を受けている人で 1・2 級の人 カ.戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第 3 項 症までの人 キ.原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ク.常に就床を要し、複雑な介護を要する人(医師の診断書) ケ.年齢 65 歳以上で障がいの程度がア・イ・オと同程度であるこ との市長の認定書の交付を受けている人	400,000 円

6-2 月収額の求め方

(1) 給与所得者の場合 (9 ページ「1. 給与所得者の場合」に該当)

就職時期により下記①、②に方法で年間収入を算出してください。

就職(勤労)の時期	①現在の勤務先に前年 1 月 1 日以前から引続き勤務している人	②現在の勤務先に前年の 1 月 2 日以後就職又は転職した人
計算方法	前年 1 年間の総収入(源泉徴収票の支払金額)	$\frac{\text{就職後の各月の収入の合計(通勤費、賞与を除く)}}{\text{就職後の月数}} \times 12 + \text{賞与等} = \text{年間の推定総収入金額}$ (注) 1 カ月未満の勤務による収入は、その月の収入を除いて計算して下さい。 ※現在の勤務先に勤めてまだ 1 か月分の給与を受けていない方は、雇用条件に基づき支給が予定されている 1 か月分の給与を 12 倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額

円

(注) 給与所得者が 2 人以上いる場合
それぞれ個別に計算して下さい。

年間総収入金額の区分		給与所得の計算方法
イ	550,999 円まで	給与所得は 0 円
ロ	551,000 円から 1,618,999 円まで	$(\text{総収入金額}) - 550,000 \text{ 円} =$
ハ	1,619,000 円から 1,619,999 円まで	給与所得は 1,069,000 円
ニ	1,620,000 円から 1,621,999 円まで	給与所得は 1,070,000 円
ホ	1,622,000 円から 1,623,999 円まで	給与所得は 1,072,000 円
ヘ	1,624,000 円から 1,627,999 円まで	給与所得は 1,074,000 円
※ 端 数 整 理 ト	1,628,000 円から 1,799,999 円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.6 + 100,000 \text{ 円} =$
チ	1,800,000 円から 3,599,999 円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.7 - 80,000 \text{ 円} =$
リ	3,600,000 円から 6,599,999 円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.8 - 440,000 \text{ 円} =$
ヌ	6,600,000 円から 8,499,999 円まで	$(\text{総収入金額}) \times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円} =$
ル	8,500,000 円から	$(\text{総収入金額}) - 1,950,000 \text{ 円} =$

年間所得金額

A 円

(注) 給与所得者が 2 人以上
いる場合は、ここで所得
を合算して下さい。

※端数整理(はすうせいり)の方法

年間総収入金額または、年間推定総収入金額が 1,628,000 円から 6,599,999 円までの人は次の例により端数整理をする。

例 (総収入金額) (定数)
 $3,832,999 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 958.24975 \text{ 円}$
 (端数整理) (定数)
 $958 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 円} = 3,832,000 \text{ 円}$ (端数整理後の総収入金額)
 (注) 1,627,999 円以下の人は端数整理しない。

(2) 公的年金所得者の場合 (9 ページ「2. 公的年金所得者の場合」に該当)

受給者の年齢	公的年金等の 年間総収入金額	年間所得金額の計算	
64歳以下の方	600,000 円まで	所得は0円	→
	600,001 円から 1,299,999 円まで	(年金の総収入額)－600,000 円＝	
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入額)×0.75－275,000 円＝	
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入額)×0.85－685,000 円＝	
65歳以上の方	1,100,000 円まで	所得は0円	→
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(年金の総収入額)－1,100,000 円＝	
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入額)×0.75－275,000＝	
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入額)×0.85－685,000 円＝	
			年間所得金額 A 円

(3) その他の所得・日雇の場合 (9 ページ「3. その他の所得・日雇の場合」に該当)

その他の所得	開業等の時期	計算方法	
	①現在の事業を 前年1月1日以前から営み、引き続 き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告書の所得金額) 所得金額＝年間総収入金額－必要経費	→
	②現在の事業を 前年1月2日以後に始め、1年以上 経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。	
	③現在の事業を 前年1月2日以後に始め、1年以上 経過していない方	(事業を始めた翌月から申込前月までの 総収入額(総売上高)－必要経費)÷ 営業月数(事業を始めた翌月から申込前月までの 月数)×12＝1年間の確定所得金額	
日雇	雇用の時期	計算の方法	
	①前年1月1日以前から引き続き現 在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告書の所得金額)	→
	②前年1月2日以後に 現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額から計算する。 (所得金額の計算、収入期間のとり方等については 給与所得の例にならってください。)	
			年間所得金額 A 円

(4) 控除金額の算出方法

控除金額とは年間所得から差し引く金額です。家族の実情によりあてはまるところを計算してください。
各種控除の内容は 10 ページにより確認してください。

控除名	控除の内容及び金額	
ア.基礎控除	0~10万円 × 人 = 万円	基礎控除額 円
イ.親族控除	38万円 × 人 = 万円	親族控除額 円
ウ.老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	老人扶養控除額 円
エ.特定扶養親族控除	25万円 × 人 = 万円	特定扶養親族控除額 円
オ.ひとり親控除	0~35万円 × 人 = 万円	ひとり親控除額 円
カ.寡婦控除	0~27万円 × 人 = 万円	寡婦控除額 円
キ.障がい者控除	27万円 × 人 = 万円	障がい者控除額 円
ク.特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円	特別障がい者控除額 円

円

※P11～12 で算出した年間所得額 A をもとに各種控除額 B を差し引き
月収額を計算して下さい。

月収額の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間所得金額} \\ \hline A \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額合計} \\ \hline B \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{計算した月収額} \\ \hline C \\ \hline \end{array}$$

あなたの申し込み家族の月収額 C が 158,000 円以下なら申し込みできます。
裁量階層対象世帯の場合は 214,000 円以下なら申し込みできます。

【月収額の計算例】

※収入者が1人の場合

家族構成	年齢	同・別居	収入	備考
本人	37	同居	3,966,000 円	(給与収入)
妻	35	//	本人の扶養	
長男	10	//	//	
長女	8	//	//	
端数整理後の年間年収 計算式 3,966,000 円 ÷ 4,000 = 991.5 円 端数整理後の年間収入 (991 × 4,000) 円 3,964,000 円 × 0.8 - 440,000 円 = 2,731,200 円...①年間所得金額 (P11 リによる)				
基礎控除	給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額		記入欄	
	10 万円以上→ 100,000 円 × (1) 人 = 10 万円未満の場合はその額→		② 100,000 円	
親族控除	380,000 円 × (3) 人 =		③ 1,140,000 円	
老人扶養 控除	100,000 円 × () 人 =		④	
特定扶養 親族控除	250,000 円 × () 人 =		⑤	
ひとり 親控除	所得金額から②により控除した残額 35 万円以上の人は 350,000 円→ 35 万円未満の人はその残額→		⑥	
寡婦控除	所得金額から②により控除した残額 27 万円以上の人は 270,000 円→ 27 万円未満の人はその残額→		⑦	
障がい者 控除	障がい者 270,000 円 × () 人 =		⑧	
	特別障がい者 400,000 円 × () 人 =		⑨	
②から⑨までの金額を合計してください。			⑩ 1,240,000 円	
(計 算) ⑪ 控除後の所得金額 ①2,731,200 - ⑩1,240,000 =			⑪ = ① - ⑩ 1,491,200 円	
(計 算) ⑪ 計算した月収額 ⑪1,491,200 ÷ 12 =			⑫ = ⑪ / 12 124,266 円	

※収入者が2人で身体障がい者が1人いる場合

家族構成	年齢	同・別居	収入	備考
本人	50	同居	3,200,000 円	(給与収入)
妻	50	//	本人の扶養	
長男	25	//	1,619,111 円	(給与収入)
次男	13	別居	本人の扶養	普通障がい者
端数整理後の年間年収				
本人 3,200,000 円×0.7- 80,000 円= 2,160,000 円 ①Ⅰ (P11 チによる)				
長男 1,619,111 円 = 1,069,000 円 ①Ⅱ (P11 ハによる)				
①Ⅰ+①Ⅱ=3,229,000 円…①年間所得金額				
基礎控除	給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額		記入欄	
	10 万円以上→		②	
	100,000 円×(2)人=		200,000 円	
	10 万円未満の場合はその額→			
親族控除	380,000 円×(3)人=		③ 1,140,000 円	
老人扶養 控除	100,000 円×()人=		④	
特定扶養 親族控除	250,000 円×()人=		⑤	
ひとり親 控除	所得金額から②により控除した残額 35 万円以上の人は 350,000 円→ 35 万円未満の人はその残額→		⑥	
寡婦控除	所得金額から②により控除した残額 27 万円以上の人は 270,000 円→ 27 万円未満の人はその残額→		⑦	
障がい者 控除	障がい者 270,000 円×(1)人=		⑧ 270,000 円	
	特別障がい者 400,000 円×()人=		⑨	
②から⑨までの金額を合計してください。			⑩ 1,610,000 円	
(計 算) ⑪ 控除後の所得金額 ①3,229,000-⑩1,610,000=			⑪=①-⑩ 1,619,000 円	
(計 算) ⑪ 計算した月収額 ⑪1,619,000÷12=			⑫=⑪/12 134,916 円	

※収入者が1人で母子世帯の場合

家族構成	年齢	同・別居	収入	備考
本人	35	同居	3,000,000 円	(給与収入) ひとり親
長男	17	//	本人の扶養	
長女	10	//	//	
端数整理後の年間収入 3,000,000 円×0.7- 80,000 円=2,020,000 円①…年間所得金額 (P11 チによる)				
基礎控除	給与所得及び公的年金に係る雑所得 の合計額 10 万円以上→ 100,000 円×(1) 人= 10 万円未満の場合はその額→		記入欄	
			② 100,000 円	
親族控除	380,000 円×(2) 人=		③ 760,000 円	
老人扶養 控除	100,000 円×() 人=		④	
特定扶養 親族控除	250,000 円×(1) 人=		⑤ 250,000 円	
ひとり親 控除	所得金額から②により控除した残額 35 万円以上の人は 350,000 円→ 35 万円未満の人はその残額→		⑥ 350,000 円	
寡婦控除	所得金額から②により控除した残額 27 万円以上の人は 270,000 円→ 27 万円未満の人はその残額→		⑦	
障がい者 控除	障がい者 270,000 円×() 人=		⑧	
	特別障がい者 400,000 円×() 人=		⑨	
②から⑨までの金額を合計してください。			⑩ 1,460,000 円	
(計 算) ⑪ 控除後の所得金額 ①2,020,000-⑩1,460,000=			⑪=①-⑩ 560,000 円	
(計 算) ⑪ 計算した月収額 ⑪560,000÷12=			⑫=⑪/12 46,666 円	

※収入者が2人で遠隔地扶養者が2人いる場合

家族構成	年齢	同・別居	収入	備考
本人	40	同居	3,015,999 円	(給与収入)
妻	35	//	1,450,000 円	(給与収入)
長男	10	//	本人の扶養	
父	71	別居	//	
母	63	//	//	
端数整理後の年間収入				
本人 3,012,000 円×0.7－ 80,000 円＝ 2,028,400 円 ① ^I (P11 チによる)				
妻 1,450,000 円－ 550,000 円 ＝ 900,000 円 ① ^{II} (P11 ロによる)				
① ^I ＋① ^{II} ＝2,928,400…①年間所得金額				
基礎控除	給与所得及び公的年金に係る雑所得 の合計額 10 万円以上→ 100,000 円× (2) 人＝ 10 万円未満の場合はその額→			記入欄
				② 200,000 円
親族控除	380,000 円× (4) 人＝			③ 1,520,000 円
老人扶養 控除	100,000 円× (1) 人＝			④ 100,000 円
特定扶養 親族控除	250,000 円× () 人＝			⑤
ひとり親 控除	所得金額から②により控除した残額 35 万円以上の人は 350,000 円→ 35 万円未満の人はその残額→			⑥
寡婦控除	所得金額から②により控除した残額 27 万円以上の人は 270,000 円→ 27 万円未満の人はその残額→			⑦
障がい者 控除	障がい者 270,000 円× () 人＝			⑧
	特別障がい者 400,000 円× () 人＝			⑨
②から⑨までの金額を合計してください。				⑩ 1,820,000 円
(計 算) ⑪ 控除後の所得金額 ①2,928,400－⑩1,820,000＝				⑪＝①－⑩ 1,108,400 円
(計 算) ⑪ 計算した月収額 ⑪1,108,400÷12＝				⑫＝⑪/12 92,366 円

【月収額の計算】※募集案内の月収額の計算例を参考に記載してください。

所得金額は入居資格審査時に課税証明書等により照合しますから、「募集案内」をよく読んで正確に計算してください。

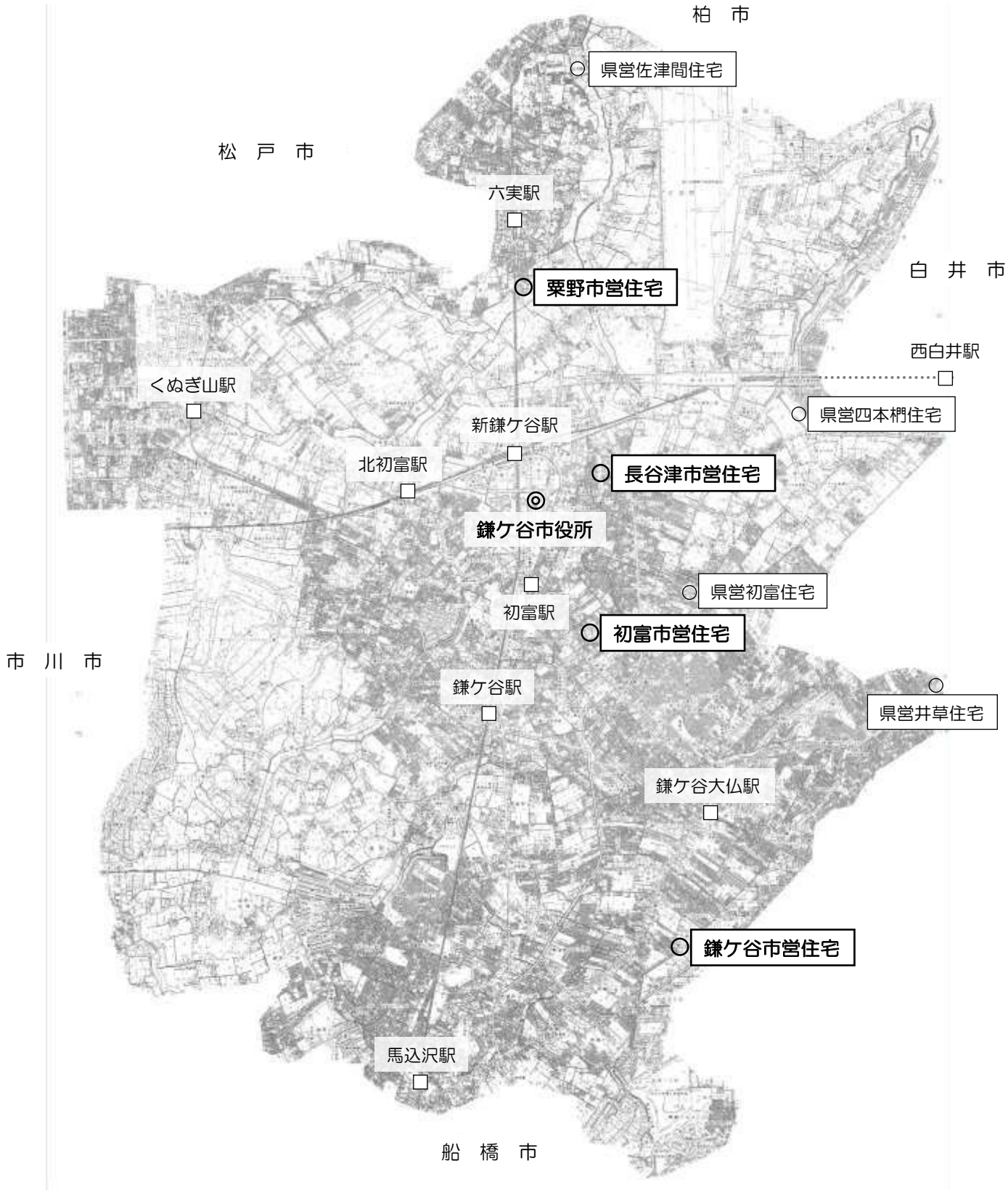
総収入金額 （申し込み前年 1 年間の総収入） 所得者が 2 人以上いる場合はそれぞれの金額を記入し、 合計する必要はありません。	円

A. 所得金額		①	円
給与所得の場合は給与所得控除後の金額です。所得者が 2 人以上いる場合は合計してください。			
基礎控除	給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額 10 万円以上→ 100,000 円×（ ）人＝ 10 万円未満の場合はその額→	記入欄	
		②	
親族控除	380,000 円×（ ）人＝	③	
老人扶養 控除	100,000 円×（ ）人＝	④	
特別扶養 親族控除	250,000 円×（ ）人＝	⑤	
ひとり親 控除	所得金額から②により控除した残額 35 万円以上の人は 350,000 円→ 35 万円未満の人はその残額→	⑥	
寡婦控除	所得金額から②により控除した残額 27 万円以上の人は 270,000 円→ 27 万円未満の人はその残額→	⑦	
障がい者 控除	障がい者 270,000 円×（ ）人＝	⑧	
	特別障がい者 400,000 円×（ ）人＝	⑨	
B. 控除合計金額 ②から⑨までの金額を合計してください。		⑩	円
控除後の所得金額 （計算）① － ⑩ ＝		⑪	円
C. 収入基準月収額 （計算）⑪ ÷ 12 ＝		⑫	円

〔7〕市営住宅一覧

住宅名	区分	単身 入居	管理 戸数	建設 年度 (昭和)	構造	階数	所在地 (交通の便 ゆっくり歩いて)
鎌ヶ谷	一般	可	16	47	中耐	5 階建	鎌ヶ谷 6-8-29 (鎌ヶ谷大仏駅徒歩約 20 分)
長谷津 F	一般	可	16	48	//	4 階建	中央 2-22-6 (新鎌ヶ谷駅徒歩約 19 分)
長谷津 E	一般	—	16	53	//	4 階建	中央 2-22-5 (新鎌ヶ谷駅徒歩約 19 分)
長谷津 D	一般	—	13	54	//	4 階建	中央 2-22-4 (新鎌ヶ谷駅徒歩約 19 分)
	老人	—	2				
	身障	—	1				
栗野 1 号棟	一般	—	34	60	//	5 階建	栗野 562-3 (六実駅徒歩約 12 分)
栗野 2 号棟	一般	—	15	60	//	3 階建	栗野 562-3 (六実駅徒歩約 12 分)
	老人	—	2				
	身障	—	1				
初富	一般	—	27	62	//	4 階建	南初富 4-17-60 (初富駅徒歩約 13 分)
	老人	—	2				
	身障	—	1				
管理戸数合計			146	・全世帯風呂釜有り ・全住宅エレベーター無し			

〔8〕 市営住宅分布図



〔9〕 間取り図



鎌ヶ谷市営住宅



長谷津市営住宅 D棟、E棟



長谷津市営住宅 F棟



栗野市営住宅 1号棟



栗野市営住宅 2号棟



初富市営住宅 1



初富市営住宅 2